

金融機関向けIFRS最新情報

2014年4月の動向_保険契約



概要

■ IASBは、2014年4月25日の会議で、保険契約の以下の点について議論した。

- 有配当契約以外の保険契約についての保険契約収益
- 2013年EDで質問の対象としなかった論点に対するプロジェクトプラン

■ 会議における暫定決定の要約は次頁以降を参照。

■ 次のステップ

今後のIASB会議において、以下の事項を検討することを予定している。

- 2013年EDで質問の対象としなかった論点で、IASBが議論することを暫定決定した論点
- 有配当契約に対して有配当契約以外の保険契約のモデルを適用すること(有配当性を反映するために必要な修正の要否の評価を含む)
- (ほぼ最終モデルとなった時点で)経過措置

. 当資料は、IAS Plusの掲載記事(<http://www.iasplus.com/en/meeting-notes/iasb/2014/april/insurance-contracts>)を基に、IASBの議事を要約したものである。

保険契約収益 (1/2)

- 2013年EDの提案に対するフィードバックは賛否混在していた。基準設定主体、規制当局及び会計士団体は提案に賛成した一方、その他多く(主として長期契約を発行する保険者の財務諸表の作成者と利用者)は反対した。

- **スタッフ提案:** IASBは2013年EDの次の3点を確認することを提案
 - 保険料情報が一般に理解されている収益の概念と整合しないならば、企業は包括利益計算書においてその情報を表示してはならない。企業は、2013年EDの56項から59項とB88項からB91項で提案されているように、保険契約収益を包括利益計算書に表示することが要求される。
 - 企業は次の開示を行うべきである。
 - 保険契約資産又は保険契約負債の構成要素を区分して期首残高と期末残高とを調整する調整表(2013年EDの76項)
 - 当期の受け取った保険料から当期に認識した保険契約収益への調整表(2013年EDの79項)
 - 当期に認識した保険契約収益を算定する際に用いたインプット(2013年EDの81項(a))
 - 当期に当初認識した保険契約が財政状態計算書に認識される金額に与える影響(2013年EDの81項(b))

- **決定事項:** スタッフ提案を暫定決定
(提案 賛成13名、反対3名、提案 賛成15名、反対1名、提案 賛成15名、反対1名)

保険契約収益 (2/2)

(審議の中で議論された事項)

提案 に関連

- 理事たちは、長期の保険契約について、包括利益計算書のトップラインの表示金額を重要な預り金要素を含む実務とすることのメリット及び重要な預り金要素を含む実務としないことのメリットを議論した。彼らはまた、IFRSの中で、重要な預り金要素を含む保険料を収益として表示することを禁ずることのメリット、保険契約が現在「顧客との契約から生じる収益」の範囲外とされている事実の影響を検討した。議論は、IAS1で規定される全般的な表示原則及びその原則のより幅広い金融サービス業界(例えば、銀行やアセット・マネジャー)での適用を背景にしてスタッフ提案で決着した。

提案 に関連

- 一部のコメント提出者は保険契約収益から投資要素を除外して表示することを複雑であると考えている。しかしスタッフはこの提案が誤解されていると考えている。いくらかの追加コストは発生するけれども、保険契約収益の開示は、財務諸表の利用者に対して大きな便益をもたらすものであり、最大の便益は他の業界との比較可能性をもたらすことである。
- それでも投資要素を分離することはコスト対便益が見合わないと考え、理事の1人がこの提案に反対した。彼は要約マージン・アプローチがより好ましい代替案であろうと考えていた。
- 投資要素の分離から議論が派生し、収益及び費用の両方が包括利益計算書で一貫した表示が行われるように、保険料と給付金/保険金の間で一貫した投資要素の取扱いの必要性が強調された。

提案 に関連

- 保険者の活動のKPI(主要な業績指標)としての期日到来保険料の有用性と、なぜ期日到来保険料の開示が要求されないのかについて質問があった。スタッフは、その開示のためには期日到来保険料を定義する必要があり、また、そのような開示は適用コストを高めることになるかと回答した。

2013年EDで質問の対象としなかった論点に対するプロジェクトプラン

■ スタッフ提案： IASBが2013年EDで具体的にインプットを求めなかった事項に関して、コメント提出者から提起された論点に対するアプローチを提案

- 今後を検討する7論点：(固定料金サービス契約、 重要な保険リスクの指針、 ポートフォリオの定義と会計単位、 長期の契約に対する割引率と観察可能でない市場データ、 再保険契約の非対称な取扱い、 ポートフォリオ移転又は企業結合を通じて獲得した契約の認識、 CSMの配分パターン)
- 今後を検討しない9論点(開示、 保険料配分アプローチ、 保険契約の結合、 特定の契約に対する契約の境界線、 アンバンドル - 同時失効要件、 出再手数料の取扱い、 割引率 - トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチ、 測定に含まれる税金、 CSMとOCIの統合)

■ 決定事項： スタッフ提案を暫定決定(賛成14名、反対2名)

(審議の中で議論された事項)

- 議論は、今後数ヶ月にわたる再審議プロセスにおいて再検討すべき論点あるいは初めて取り上げる論点をIASB理事達が提案する方向に進み、理事の1人は、すべての有配当契約を金融商品の基準の範疇にしてはどうかと尋ねた。スタッフは、裁量性のある契約を取り扱うのは保険契約基準のほうが向いており、かつ、2013年EDに対する回答者の過半が保険契約プロジェクトにそのような契約を含めることを支持していたと答えた。
- (検討を予定しない「開示」の論点に関連：)アクチュアリーファームから、信頼水準の開示を要求することは、計算が不可能であり、比較可能性がなく、かつ実務が煩雑であるという懸念のフィードバックがあった。スタッフは、2013年ED以前にもIASBに同様のコメントが提示されており、その際にIASBはこの開示が必要だと結論付けたことを述べて回答した。
- (検討を予定しない「CSMとOCIの統合」の論点に関連：)CSMは保険ポートフォリオの未稼得利益を表示するという役割、いくつかのフィールドテストで強調されたエンベディッド・バリューとの比較、新IFRSへの移行日における関連性(relevance)を考慮し、CSMの保険負債としての性質について検討されたが、ワークプランに含める決定はされなかった。

Deloitte. トーマツ.

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,300名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性があります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited